

**TOTOグループ
グリーン調達ガイドライン**

第3.2版

制定:2020年4月

改定:2024年6月

TOTO株式会社 サプライチェーン本部

TOTO

【目次】

1. はじめに	3
2. TOTO グループ地球環境方針	4
3. グリーン調達における基本的な考え方	5
4. サプライヤー様への要請事項	5
1) サプライヤー様の環境経営に関する項目	5
A) 環境マネジメントシステム(EMS)の構築	5
B) 環境関連法令の順守	6
C) 取り組み内容の情報開示	6
2) 弊社製品のライフサイクルに関する項目	6
A) 温室効果ガス(Greenhouse Gas: GHG)削減への取り組み	6
B) 地球環境保全の取り組み	6
C) サプライチェーン上流への働きかけ	7
3) 納入製品に関する項目	7
A) 省資源／省エネルギー／リサイクル／廃棄物削減等環境貢献に寄与するご提案	7
B) 環境負荷物質管理体制の構築(製品含有化学物質管理)	7
C) 持続可能な原料調達	8
D) 省資源／省エネルギー／リサイクル／廃棄物削減等環境負荷の低減(一般購入品・サービス)	9
5. 運用	9
1) 運用の考え方	9
2) 運用方法	9
3) 調査結果の取扱いについて	10
6. 改定履歴	10

1. はじめに

TOTOグループは、「社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業を目指す」ことを企業理念として掲げ、事業を通して社会課題の解決に取り組むことで経済的成長を実現し、広く社会や地球環境に貢献する存在であり続けることを目指しています。

TOTO の商品は、お客様の毎日の暮らしの中で、長期間にわたってお使いいただくという特徴がございます。そのため、商品のライフサイクル(原材料調達～製造～販売～物流～使用～廃棄ほか)という視点で捉えると、商品をお使いいただく段階における節水や省エネが地球環境への配慮に大きく貢献します。このような理由により、TOTO グループでは、事業所における省エネや再生エネルギー導入などに加えて、商品開発における環境配慮設計と、それに基づく商品の普及に努めています。

一方で、弊社グループの事業活動は原材料、部品、副資材を含め、全てサプライヤー様に提供いただいている製品・サービスをもとに推進しています。環境負荷・リスクを低減し、持続可能な社会の実現を目指すためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、サプライヤーの皆様のご協力が欠かせません。

そのため、弊社グループの環境への取り組みと調達に対する考え方をご理解いただき、サプライヤーの皆様とともに持続可能な社会の実現に向けて取り組むための指針として、このグリーン調達ガイドラインを制定しています。

つきましては「TOTOグループ グリーン調達ガイドライン」の主旨・内容をご理解いただき、皆様と一緒に環境負荷低減に取り組み、サプライチェーン全体で地球環境保全に貢献していきたいと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

2. TOTO グループ地球環境方針

1. 節水や空気浄化に代表される環境配慮商品・サービスを開発し地球環境に与える負荷の低減に貢献します。

- ・ 商品・サービスの研究開発・設計の段階から環境アセスメントを取り入れ、原材料調達、生産、物流から使用、廃棄までのすべての段階を通して環境負荷を少なくする活動を行います。(節水・空気浄化・省エネ・省資源・化学物質対応など)

2. 事業活動のあらゆるプロセスで環境負荷を低減します。

- ・ 優れた技術や資材の導入を図り、省資源、省エネルギー、廃棄物や包装材料の削減、リサイクル、オゾン層保護および地球温暖化防止など環境負荷の低減に取組みます。
- ・ 環境保全に配慮した生産技術の開発を行い、生産における環境負荷を低減します。

3. 環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善を図ります。

- ・ 環境担当役員のもと環境保全推進の責任を明確にし、環境管理組織を整備して、内部環境監査を取り入れた環境マネジメントシステムの構築と継続的改善を図ります。
- ・ 組織の活動、商品およびサービスが環境に与える影響を適切に評価し、同時に事業場が立地する国・地域の環境法令、協定およびその他の要求事項に沿って、環境目的・目標およびプログラムを設定します。
- ・ 環境法令、協定等を順守することはもとより、自主基準を設定して管理レベルを向上し、汚染の予防を行います。
- ・ 緊急事態を特定して予防に努めます。また、万一事故発生の場合は、迅速、適切な対応を行います。

4. 生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。

- ・ 事業活動に伴う自然破壊を回避し生物多様性の保全に取り組みます。
- ・ 原材料の調達に際しては、現地の環境や生物多様性に与える影響に配慮した対応を行います。
- ・ ステークホルダーと連携・協力し、生物多様性を育む社会づくりに貢献します。

5. 積極的なコミュニケーションを通して、より良い地球環境の実現を目指します。

- ・ 地球環境への理解と意識向上を図るため、TOTOグループ内外への教育・啓発を実施するとともに、地球環境保全活動を積極的に支援します。
- ・ より良い地球環境の実現を目指すため、良き企業市民として社会に貢献するという視点から、広報活動や社会や地域における環境保全活動への参加と支援を積極的に実施します。
- ・ 環境保全活動について積極的にコミュニケーション活動を行うとともに、環境に配慮した商品・サービス、技術の開発および環境管理の実施状況について必要に応じて公開します。
- ・ 環境方針はTOTO グループ内外に公表します。

3. グリーン調達における基本的な考え方

TOTO グループは、当社の環境方針に賛同し、以下に掲げる取り組みを行っていただけるサプライヤー様から優先的に製品・部品・原材料・サービスを調達することで、持続可能な社会の実現に貢献します。

- ・ サプライヤー様の事業活動全般における環境負荷低減への積極的な取り組み
- ・ 弊社に納入いただく製品・部品・原材料の環境負荷低減への積極的な取り組み
- ・ 環境に関する法規制順守
- ・ サプライヤー様のさらなる上流のサプライヤー様への環境負荷低減の働きかけ

4. サプライヤー様への要請事項

TOTO グループは、サプライヤーの皆様に、弊社のグリーン調達へのご理解、ご賛同をいただき、以下の3つの面でのご協力をお願ひいたします。

- 1) サプライヤー様の環境経営に関する項目
- 2) 弊社製品のライフサイクルに関する項目
- 3) 納入製品に関する項目

その内容は以下の通りです。

1) サプライヤー様の環境経営に関する項目

A) 環境マネジメントシステム(EMS)の構築

製品を開発、製造している工場、及び 製品を販売している事務所等において、「ISO14001」「EMAS」「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムに関する第三者認証(取得されている場合は継続)を基本とした環境マネジメントシステムの構築をお願いいたします。

第三者認証を取得されていないサプライヤー様は、まず以下の項目を含む環境マネジメントシステムを貴社にて構築いただきますよう、お願ひいたします。

＜独自に環境マネジメントシステムを構築する際の必要項目＞

- 1) 環境経営に関する方針(環境方針)
- 2) 実施体制の整備(責任者・組織体制)
- 3) 事業活動に関連する環境関連法規制の把握及び順守
- 4) 環境目標及び活動計画の策定
- 5) 取り組み状況の確認・評価
- 6) 従業員に対する環境教育・訓練
- 7) 代表者(責任者)による評価・見直し

サプライヤー様の環境マネジメントシステム構築状況については定期的に確認させていただきます。

B) 環境関連法令の順守

サプライヤー様の事業活動における環境関連法規制・規範の順守をお願いいたします。

C) 取り組み内容の情報開示

サプライヤー様の製品に関する環境配慮情報や、環境保全活動の推進状況などの積極的な開示をお願いいたします。

2) 弊社製品のライフサイクルに関する項目

A) 温室効果ガス(Greenhouse Gas: GHG)削減への取り組み

TOTO グループでは、気候変動が及ぼす影響を重要な事業リスクと認識しており、カーボンニュートラルで持続可能な社会の実現に向けて、パリ協定と整合した科学的根拠に基づいた温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

事業所における省エネや再生エネルギー導入などに加えて、商品開発における環境配慮設計と、それに基づく商品の普及に努めています。

つきましてはサプライヤー様におかれましても、温室効果ガス排出量の削減の積極的な推進をお願いいたします。

B) 地球環境保全の取り組み

TOTO グループでは、製造段階、使用段階、廃棄段階、輸送段階などライフサイクル全体に対する環境負荷削減に向け、エネルギー使用量の把握と削減、水排出量の削減など、環境に関する目標を持ち推進しています。

つきましてはサプライヤー様におかれましても、事業活動にかかる環境保全活動の積極的な推進をお願いいたします。

【環境に関する 取り組み事項】

- a) 消費エネルギーの把握、削減
- b) 温室効果ガス(CO₂ など)排出量の削減
- c) 再生可能エネルギーの利用
- d) 環境・人体への影響が懸念される化学物質の管理・削減
- e) VOC(揮発性有機化合物) 排出量の削減
- f) 資源循環の推進(再生資源の使用・リサイクルシステムの構築・リサイクル阻害素材の削減など)
- g) 発生した廃棄物(最終埋め立て)発生量の削減
- h) 水使用量の低減と排水の管理、及び 有効利用
- i) 枯渇資源の使用量削減
- j) 生物多様性の保全

C) サプライチェーン上流への働きかけ

環境負荷低減の取り組みをサプライチェーン全体に広めるため、貴社のサプライヤー様に対しても弊社グリーン調達ガイドライン同等の内容を設定し、働きかけをお願いいたします。

3) 納入製品に関する項目

A) 省資源／省エネルギー／リサイクル／廃棄物削減等環境貢献に寄与するご提案

TOTO グループでは、環境に配慮した商品の継続的な開発に積極的に取り組み、事業活動を通した環境貢献につなげています。つきましては TOTO グループへの納入品について、弊社商品のライフサイクルにおける環境負荷低減に寄与する積極的なご提案をお願いいたします。

評価項目の代表例は以下の通りです。

■温室効果ガス(CO₂ など)排出量の削減

- ・ ライフサイクルの各段階における CO₂ 排出量の削減

■省資源

- ・ 製品・部品の減量化、小型化
- ・ 再生資源の使用
- ・ 長寿命化への配慮(耐久性の向上、交換部品供給、保守・修理体制の整備)
- ・ 水使用量の削減

■省エネルギー

- ・ 待機時、使用時の省エネルギー化

■3R 配慮

- ・ 製品の回収、リサイクル
- ・ 材料の統一、標準化
- ・ 分解、分別の容易性への配慮

■包装材

- ・ 包装材の削減(軽量化、回収、リユース、リサイクル含む)

■空気・水等の浄化

- ・ 商品使用時の汚染物質(大気、水質等)の浄化

■生態系の保全

- ・ 生態系への負荷軽減
- ・ 化学物質の使用の適正化

B) 環境負荷物質管理体制の構築(製品含有化学物質管理)

TOTO グループでは、製品に含有する有害化学物質に起因する環境汚染を未然に防止するために、含有する有害化学物質を削減する取り組みを行っております。

サプライヤー様におかれましては、最新版の弊社化学物質管理基準を順守徹底するとともに、納入品について、本基準を満足していることを確認・保証していただきます。

詳細については別掲「製品含有化学物質管理基準」をご参照ください。

① 化学物質の使用制限

国際条約や複数の国・地域で類似の規制が行われ、グローバルで統一した基準で使用の禁止や制限値管理を行うべきと判断される物質や主要な市場で使用を制限されている物質を「禁止物質」に定め、TOTOグループの製品を構成する部品等においては意図的な添加を禁止します。

また、法規制等により、特定の国・地域や特定用途に限定して使用の禁止や含有量の制限が行われている化学物質のうち、禁止物質に含まれない物質を「制限物質」に定め、対象国・地域や用途など適用範囲を限定して製品への使用を禁止します。

② 製品含有化学物質管理

弊社の管理基準を順守いただき、納入品に禁止物質が含有しないよう、貴社に合った製品含有化学物質管理体制を構築・運用願います。

管理体制及び運用の確認のため、定期的に自主点検を実施いただき、不備な項目については改善をお願いいたします。

また、必要に応じて貴社の製品含有化学物質管理体制構築状況を確認させていただきます。

③ サプライチェーン上流への働きかけ

貴社のサプライヤー様や二次以降サプライヤー様にも弊社製品含有化学物質管理基準を伝達し、基準順守の徹底をご指示願います。

C) 持続可能な原料調達

TOTOグループでは調達する原材料について、持続可能性を配慮した取り組みを積極的に推進しています。天然資源の調達においては、コンプライアンスに加え、生産地の環境・生態系および地域社会に与える影響の配慮やリサイクル材の使用を推奨することで、資源の持続可能な利用と安定調達のバランスを取りながら取り組んでいます。

サプライヤー様におかれましては、納入いただく原材料について、以下の基準を順守願います。

- ① 生産地の法令等を順守し生産された原材料であること
- ② 労働環境に関わる安全面・衛生面の取り組みが確保された原材料であること
- ③ 原材料の採取等に伴う地域の環境・生態系への影響が配慮されていること
- ④ 労働者的人権や原材料の採取等に伴う地域住民への影響が配慮されていること

■ 木材・木材製品

TOTOグループでは、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を取り扱うことを基本としています。サプライヤー様におかれましては、納入いただく木材・木材製品について、トレーサビリティに必要な情報(原産国、商流、合法性証明など)の収集及びエビデンスに基づいた合法性確認をお願いいたします。

トレーサビリティに必要な情報及び具体的な確認方法につきましては、日本の林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月15日 林野庁作成)等をご参

照ください。

D) 省資源／省エネルギー／リサイクル／廃棄物削減等環境負荷の低減(一般購入品・サービス)

製品・部品以外の一般購入品・サービスにつきましても環境に配慮した物品等の購入の促進に努めています。つきましては環境負荷の少ない製品やサービスの積極的なご提案をお願いいたします。弊社が優先的に採用する基準の例は以下の通りです。

- ① 耐久性があり長寿命化が図られている。
- ② 環境負荷を低減する仕組み、機能を備えている。
- ③ 再生資源・部品の使用やコンパクト化等により省資源・省エネルギー化が図られている。
- ④ 梱包材についても省資源、リサイクル化が図られている。
- ⑤ 生産工程、資源採取工程において、騒音、振動、悪臭等の発生が少なく、環境汚染物質の放出が削減されており、環境へ悪影響を与えていない。
- ⑥ 廃棄時の化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染の発生等の環境負荷が低く、処理・処分が容易で、リサイクル設計がなされている。
- ⑦ 輸送手段について、環境に配慮した手段がとられている。

5. 運用

1) 運用の考え方

本ガイドラインの要請事項の順守状況については、必要に応じて当社から調査等により確認させていただく場合がございます。また、関連する法規制等の変更、追加や弊社顧客要求などにより、本ガイドラインに記載されていないお願いをする場合がございます。その際は、速やかにサプライヤー様へご連絡いたしますので、弊社からの要請に応じた対応をお願いいたします。

2) 運用方法

本ガイドラインの要請事項の順守状況については、以下の手段を用いて確認させていただきます。調査のお願いは、当社より別途ご案内いたします。なお、必要に応じてサプライヤー様の運用状況を現地確認させて頂くことがございます。

〈サプライヤー様 の事業活動に関する調査〉

a) サステナビリティアンケート

環境含む貴社のサステナビリティ活動状況全般について確認させていただきます。別掲の「TO TOグループ サプライヤー様行動規範」を併せてご参照ください。

b) 環境マネジメントシステム構築状況

環境マネジメントシステムに関する第三者認証の取得状況を定期的に確認させていただきま

す。第三者認証未取得のサプライヤー様は、貴社独自の環境マネジメントシステムの構築状況に関するお問い合わせや弊社担当者による訪問確認を実施させていただくことがございます。

c) 製品含有化学物質管理体制

必要に応じて製品含有化学物質管理体制について調査・確認させていただきます。

調査報告依頼があった場合は、速やかなご回答にご協力をお願いいたします。

〈納入頂く製品・部品・原材料 に関する調査〉

a) 化学物質の含有情報

環境影響等が懸念される化学物質の部品・原材料等への含有情報について調査・確認させていただきます。

また、不使用保証書及びエビデンス等の提出をお願いする場合がございます。調査報告依頼があった場合は、速やかな提出・含有調査にご協力をお願いいたします。

b) 天然資源(原材料)

合法性及び持続可能性に関するアンケート調査及びトレーサビリティに必要な情報(原産国、商流、合法性証明など)について、エビデンス等の提出をお願いする場合がございます。調査報告依頼があった場合は、速やかなご回答にご協力をお願いいたします。

c) 木材・木材製品の合法性の調査

合法性・持続可能性を証明する関係書類の提出をお願いいたします。調査報告依頼があった場合は、速やかなご回答にご協力をお願いいたします。

3) 調査結果の取扱いについて

サプライヤー様からご提供頂きました情報は弊社グループ内で共有させていただきます。

個人情報を除き、サプライチェーンによる情報提供及び顧客等への情報開示のために、ご提供いただいた情報を元に、弊社の製品関連情報の一部として第三者に開示する場合がございます。

6. 改定履歴

制定: 2020 年 4 月 第 1 版

改定:

改定日	版	改定箇所	改定内容
2021 年 6 月	第 2 版	全体	本部名称変更に伴う改定
2022 年 1 月	第 3 版	全体	要請事項の明確化を意図した全面改定
2023 年 6 月	第 3.1 版	全体	CSR をサステナビリティに呼称変更
2024 年 6 月	第 3.2 版	全体	本部名称変更に伴う改定